

提出書類一覧

空き家バンク登録申請の場合

申請には次の7点が必要になりますので、ご準備をお願いします。

- ① 南箕輪村空き家バンク登録申込書（様式第1号）
- ② 南箕輪村空き家バンク登録シート（様式第2号）
- ③ 土地・建物評価額明細（次の2つのうちのいずれか1つ）
☐ 固定資産税土地・家屋課税明細書
役場税務課から毎年4月初旬頃に発送されます“固定資産税納税通知書”に同封の“土地・家屋課税明細書”のコピーで代用可能です。
☐ 評価証明書(@300円) 申請場所 → 市町村役場
- ④ 土地・建物・（農地）登記事項証明書 申請場所→ 法務局
（全部事項証明書の取得 @600円 費用は、1筆@600円 / 筆数分必要です）
法務局にて、土地と建物の登記事項証明書（旧謄本）を取得してください。
- ⑤ 空き家間取り図
フリーハンドでも結構ですので、作成をお願いします。
新築時の平面図でも代用できます。
- ⑥ 空き家現況写真
外観、室内（キッチンや浴室等各部屋）、付属する物置や小屋など。
※提供いただいた写真が空き家バンクサイトに掲載されます。
- ⑦ 空き家位置図 ※できればご準備ください。
グーグルマップや住宅地図等の住宅の位置に印をつけたもの。

備考

※そのままの状態では市場に流通できない物件等は、空き家バンクへの登録ができない場合があります。

※申込みされた個人情報、媒介を行う不動産業者へ提供するほか、本事業の目的以外に利用しません。

【 申込受付後の流れ 】

(1) バンク申込登録

登録申請 ⇒ 受付・審査 ⇒ 村担当部署（写真撮影等と書類審査、村の承認取得） ⇒ 担当不動産業者決定（※1） ⇒ 業者内見後、売買か賃貸の媒介契約締結（公開価格決定） ⇒ 空き家バンク掲載（ネット公開）
（※1 伊那不動産組合が当番制にて担当します。）

(2) バンク補助金申請

バンク公開後 ⇒ 交付申請（見積り、事前写真等）⇒ 受付 ⇒ 補助金交付決定 ⇒ 片づけ事業・改修工事に着手 ⇒ 完了（実績報告・提出：領収書・工事箇所の着手前と後の対比写真等提出）

【 ご注意ください 】

- 交付決定前の事前着工はできません・・補助金の交付対象外となります。
- 交付申請書と添付書類に不備がある場合は受付ができません。時間的な余裕を持ってお申込みください。
- バンク補助金の改修工事・片づけ処理は、村の業者のみです。
- 見積書、領収書、工事前と工事後の対比写真が必要です。

南箕輪村役場 地域づくり推進課 地域振興係
TEL：0265-98-6640（直通）
FAX：0265-73-9799
E-mail：shinko-c@vill.minamiminowa.lg.jp

